

校区コミュニティ活動用備品 管理運営・貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市コミュニティ連絡協議会が所有する校区コミュニティ活動用備品（以下「備品」という。）の管理及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

(備品の管理運営)

第2条 所有する備品は別紙備品台帳に記載し、管理運営は枚方市コミュニティ連絡協議会が行うものとする。

(保管場所)

第3条 備品を保管する場所はサブリ村野（枚方市村野西町5番1号）とする。

(貸出対象)

第4条 この要領による備品の貸出対象は、校区コミュニティ協議会、特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター（以下「センター」という。）及びセンター登録団体とする。

(使用目的)

第5条 備品の使用については、安全・安心で魅力あるまちづくりの推進と地域住民の連携を促進するための活動とする。

(維持管理料)

第6条 備品の維持管理料は、別表に定めるとおりとし、備品の修繕等、維持管理のために活用するものとする。なお、貸出期間に入ってからキャンセルの届出があった場合、または、貸出後未使用であった場合においても、維持管理料の免除はしないものとする。ただし、故障の場合はその限りでない。

(維持管理料の納付)

第7条 維持管理料の納付は、速やかに、指定された方法で行うものとする。

(保全義務)

第8条 備品の使用により、第三者に損害を与えた場合には、申請者の責任において処理するものとする。

(弁償)

第9条 申請者の過失により備品の破損、紛失が生じた場合は、申請者の責任に於いて弁償するものとする。

(貸付申請)

第10条 備品の貸付申請については、枚方市コミュニティ連絡協議会事務局を通じて行うものとする。

(申請日)

第11条 申請日は、校区コミュニティ活動用備品受付カレンダー（以下「別表」という）のとおり受付を開始する。ただし、抽選日前日までに、同一備品に複数の申請があった場合は、抽選を行うものとし、抽選日以降は先着順とする。

2 センター及びセンター登録団体は、備品使用日の10日前の時点において、校区コミュニティ協議会の貸出予定がない備品にかぎり申請できるものとする。

(貸付期間)

第12条 備品の貸付期間は、原則として木曜日から翌週水曜日（別表参照）までの1週間を限度とする。

(禁止事項)

第13条 使用者は備品を、公序良俗・安寧秩序を乱すような使用及び使用目的以外に使用してはならない。

(様式)

第14条 この要領に基づく申請書等の様式は別に定める。

附則

1 この貸出要領は、平成18年2月27日から施行する。

2 この貸出要領は、平成25年12月11日から施行する。

3 この貸出要領は、平成26年3月12日から施行する。

4 第6条の規定は、使用区分26-11-1から適用する。

5 第7条の規定は、使用区分27-6-1から適用する。

6 この貸出要領は、平成28年4月1日から施行する。

7 第6条の規定は、令和元年9月12日から適用する。

8 この管理運営・貸出要領は、令和2年12月14日から施行する。